

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「日・バーレーン投資協定」
著者 / 所属	寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	40
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

日・バーレーン投資協定

1. バーレーンとの投資協定

2022年6月23日、日本とバーレーンは投資協定に署名した。この協定は、2023年2月28日、その締結について承認を求めため国会に提出された（閣条第4号）。

ペルシャ湾の産油国バーレーンは1932年に石油の生産を開始し、それを1934年に初めて海外輸出した相手国が日本であったように、両国は長く良好な二国間関係を維持してきた。バーレーンは海外からの直接投資を積極的に誘致している。現在、日本からバーレーンには製造業、金融業、商社等が進出しており、バーレーンに対する直接投資額は約8億2千万ドルに上る。2013年8月に安倍総理（当時）が総理として初めてバーレーンを訪問し、両国間の「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」の強化に関する共同声明が発出された。この共同声明においては、経済分野での更なる協力のほか、両国間の相互投資を促進し、保護するための法的な方途について議論する意思が表明された。2017年2月、両国間で投資協定の交渉が開始され、2022年の外交関係樹立50周年を踏まえて投資協定が署名に至った。

バーレーンでは、2018年4月、同国西岸沖に大規模な油田及びガス田が発見され、推定のシェールオイルの埋蔵量は800億バレル超と報じられた。このような資源輸出強化の可能性も含め、日本からバーレーンへの更なる投資が期待されている。

2. 協定の概要

日・バーレーン投資協定は、二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定めるものであり、投資活動に関して、相手国の投資家及びその投資財産の設立後の内国民待遇と最恵国待遇を与えるいわゆる「保護型」の投資協定である（第1条(f)、第3条、第4条）。最恵国待遇にはFTA例外が規定されている（第4条2）。特定措置の履行要求の禁止として、WTO協定附属書1A貿易関連投資措置に関する協定（TRIMs協定）第2条に基づく義務に反する措置をとらないことが規定されており（第7条）、具体的には、現地調達要求、輸出入均衡要求、為替規制、輸出制限が禁止される。投資協定を構成する主要な規定である公正衡平待遇（第5条）、収用及び補償（第11条）、資金移転の自由（第14条）等が盛り込まれているが、約束の遵守義務（アンブレラ条項）はない。その他に、透明性（第8条）、腐敗防止努力義務（第9条）等の投資の円滑化を促す規定が置かれた。紛争解決については、締約国間の規定（第15条）に加え、投資受入国と投資家による紛争解決手続（ISDS条項、第16条）が設けられている。

てらばやし ゆうすけ
（寺林 裕介・外交防衛委員会調査室）